

歯科診療特別対応加算の算定

4

社保研究部

昨年4月の診療報酬改定で、「障害者加算」・㊦の名称が「歯科診療特別対応加算」・㊧に変更され、対象となる著しく歯科診療が困難な状態の具体例が追加された。また、初診料や診療情報提供料への加算も一部拡大されている。以下症例で解説する。

症例解説

患者は知的発達障害が原因で、歯科治療が困難なため、地域歯科診療支援病院と連携して治療に当たったケースである。歯科診療所での初診日には、Tell-Show-Do法を用いて治療への導入を図り、初診料に初診時歯科診療導入加算(特導)・250点を加算している。また、歯科医師に加えて歯科衛生士が開口保持のため参画しているので、う蝕処置に50/100加算ができる。

さて、初診日に㊧の抜髄処置などの治療が難しいと判断し、患者の家族の同意を得て地域歯科診療支援病院に受診するよう促している。㊨または特導を算定した患者を診療情報提供書を添えて、地域歯科診療支援病院など歯科診療特別対応連携加算(特連)の届出医療機関に紹介した場合、診療情報提供料・250点に100点が加算できる。

一方、地域歯科診療支援病院は、2月3日に㊨または特導が算定された患者を診療情報提供書の様式に基づく内容で紹介を受けたので、初診料に特連・100点が加算できる。また、治療後に歯科診療所に患者を戻したり、新たに紹介する場合には、診療情報提供料に100点が加算できる。この症例とは逆に、地域歯科診療支援病院で㊨または特導を算定した患者の紹介を受けて、歯科診療所で診療を始めた場合は初診料に歯科診療特別対応地域支援加算(特地)・100点が算定できる。

著しく歯科診療が困難な患者の初診時に対し、専門的技法を用いて治療に導入した場合には特導・250点が加算できる。この時㊧・175点は併せて算定できない。

歯科医師に加えて、別の歯科医または歯科衛生士が開口保持のため参画した場合は、処置、手術、麻酔などに50/100加算ができる。2月23日のSC、P基処、歯清も同様に加算ができる。

㊧もしくは特導(または訪問診療料)を算定した患者を下記で紹介した場合は診療情報提供料Iに100点が加算できる。
①特連の届出医療機関②地域歯科診療支援病院歯科③医科の医療機関(歯科医療を実施する場合を除く)④指定居宅介護支援事業者

歯科診療所から㊨または特導を算定した患者を紹介された地域歯科診療支援病院は、初診料に特連・100点が加算できる。

地域歯科診療支援病院歯科(または特連の届出医療機関)が㊨または特導を算定した患者を、歯科医療機関に紹介した場合、診療情報提供料Iに100点が加算できる。

【著しく歯科診療が困難な者とは】

- ①脳性麻痺等で身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態
- ②知的発達障害により開口保持ができない状態や治療の目的が理解できず、治療に協力が得られない状態
- ③重症の喘息患者で、頻繁に治療の中断が必要な状態
- ④日常に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、歯科診療に際して家族等の援助を必要とする状態
- ⑤上記の状態に準ずる状態

【特導が算定できる専門的技法】

- 行動変容技法の応用/系統的脱感作法(Tell-Show-Do法、モデリング法)、オペラント(道具的)条件づけ法
- 心理療法技法の応用/TEACCH法、遊戯療法、ボイスコントロール法

【特連の「施設基準」】

地域歯科診療支援病院歯科初診料届出医療機関または歯科診療特別対応加算を算定した外来患者数が月平均20人以上の歯科診療所で、①AED②パルスオキシメーター③酸素吸入④救急蘇生セット——を装備していること。

部位	傷病名	診療開始日
6]	C ₃ 急性P u l	平成25年1月5日
7 7	P ₁	平成25年2月23日
〔年齢〕20歳男性		
〔主訴〕右上奥に自発痛(疼痛)、冷温水痛あり。		
〔所見〕歯肉の発赤・腫脹を認む。6]急性化膿性歯髄炎。		

紹介元の歯科診療所での算定

月日	部位	療法・処置	点数
1/5		初診	218
		特導(Tell-Show-Do法により治療に導入)	250
		知的発達障害があり、歯科治療への協力困難。	/
		開口の継続的保持のため歯科衛生士が参画。	/
	6]	X-R a y (D) 1 F ㊧	58
		遠心に大きなう蝕あり	/
		う蝕処置(軟化象牙質除去、EZ) (18×150/100)	27
		診療情報提供料I	250
		㊧紹介加算	100
		6]の状態と歯周疾患の治療の必要性を家族に説明。	/
		当面、抜髄などを地域歯科診療支援病院に依頼する	/
		旨の同意を家族から得る。	/
1月分 1日分 903点			

紹介先の地域歯科診療支援病院での算定

1/12		病初診	270
		特導(Tell-Show-Do法により治療に導入)	250
		知的発達障害があり、歯科治療への協力困難	/
		特連	100
		診療情報提供文書を持参、㊨算定済みを確認。	/
<処置、歯冠修復行為は略>			
2/16		病再診+㊧ (69+175)	244
		知的発達障害があり、歯科治療への協力困難。	/
		実地指2	100
		親にプラーク除去の方法を指導するよう指示	/
		診療情報提供料I	250
		㊧紹介加算	100
		6]の治療が終わったので、歯科診療所で歯周疾患治療を	/
		含む口腔ケアが必要な旨を説明。同意を得る。	/

紹介元の歯科診療所で診療を再開

2/23		再診	42
		㊧	175
		知的発達障害があり、治療への理解が困難。	/
		開口の継続的保持のため歯科衛生士が参画。	/
	7 7	P基検(検査結果略)	200
		歯管(文書提供)	110
		SC (66+38×5)×150/100	384
		P基処 (10×150/100)	15
		歯清 (60×150/100)	90
		実地指1	80
		親にプラーク除去の方法を指導するよう指示	/
2月分 1日分 1,096点			